

## 公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組み、オンライン請求の導入 についてのこれまでの議論及び今後の議論の進め方（案）

### 1. はじめに

- 社会保障審議会 医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）においては、療養費を施術管理者に確実に支払うため、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとともに、オンライン請求の導入について、令和3年8月6日以降、5回にわたり議論（令和4年2月24日からは社会保険診療報酬支払基金も参考人として出席）を行ってきたところであり、今般、これまでの議論及び今後の議論の進め方を整理するものである。

### 2. 現状の課題

- 受領委任協定・契約に基づく柔道整復療養費（以下「療養費」という。）の請求については、各施術管理者から各保険者に対して行う必要があり、請求ルートが多数かつ複雑になっている。このため、施術管理者において、請求事務を請求代行業者に行わせているケースがある。施術管理者は、受領委任協定・契約に基づき、地方厚生（支）局長と都道府県知事の指導・監査等に応じなければならないが、請求代行業者は受領委任協定・契約の当事者ではないため、地方厚生（支）局長等による指導・監査等のチェック機能が働かない。
- このような状況において、請求代行業者の中には、悪質な団体が存在しており、療養費が私的に流用された事例<sup>1</sup>など、請求代行業者による不正事例により、療養費が施術管理者に支払われないことがある。
- また、請求ルートが多数かつ複雑であることから、オンライン請求導入の検討が具体的に進まない状況にある。
- こうした現状の課題を踏まえ、療養費を施術管理者に確実に支払うため、不正防止や事務の効率化・合理化の観点から、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みについて検討するとともに、併せて、オンライン請求、オンライン資格確認につながる仕組みとできないか検討することとした。<sup>2</sup>

<sup>1</sup> ホープ接骨師会の事例（令和3年1月）・・・前代表が資金を私的に流用したことにより、会員の柔道整復師への振り込みができなくなった事例

<sup>2</sup> また、令和3年12月22日の規制改革推進会議の「当面の規制改革の実施事項」において、「柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。」とされた。

- これらの課題について、以下のような意見があった。
  - ・ 国、保険者、柔整業界の三者が、共通の認識の下で、柔整療養費制度、協定と契約、取扱規程をルールどおりに運用させることが重要。不正をなくすには、施術者の不正と、保険者側が取扱規程どおりに審査、返戻、振込をしないという2つの問題。今回対応案として示された、療養費を施術管理者に確実に支払うための公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みは、公益社団法人日本柔道整復師会としては賛成。
  - ・ 療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組みには、オンライン請求システムが非常に重要。
  - ・ 個人請求の団体の一つで不正が起きたが、1人の会長の資質の問題があった。現在、個人契約者の統合団体をつくって、加盟団体相互で監査する仕組みを議論しているところであり、今後行う相互監査に公的関与があれば、相互監査にも効果が上がるのではないかと。
  - ・ 保険者としても、被保険者が受領委任しているところに支払うことを徹底する必要があり、当事者でない請求代行業者や復委任を通さない仕組みとして、ルールを明確にする必要。また、審査・支払の在り方を検討する中で、支払基金に審査会の機能をお願いすることも含めて議論があり得る。審査・支払の仕組みを大きく変えるので、ルールを明確にしながら、効率やコストも含めて議論。オンライン請求につながる仕組みをつくっていくべき。
  - ・ 公的な関与という案は整理して進めていく必要。請求・審査・支払のインフラを大きく変える大変な事業であり、まず明確な審査・支払基準の設定が必要。オンライン請求、オンライン資格確認も必要なことであり、多くの課題をクリアしていくための検討スケジュールを示してほしい。審査の質、開発費用や運用コスト等も含めて議論が必要。方向性には、施術者側、保険者側とも異論ないと思うので、進めていくことは合意できる。

### 3. 目的・効果及び療養費の請求・審査・支払手続き

- 公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組み、オンライン請求の導入を検討するに当たって、その目的・効果について、事務局から、以下の案が示された。

#### ① 療養費の施術管理者への確実な支払い、請求代行業者による不正行為の防止

- ・ 施術管理者が審査支払機関に対して療養費の請求を行い、審査支払機関の柔整審査会において審査して、保険者が支給決定を行った上で、審査支払機関が施術管理者に対して療養費の支払いを行うとともに、地方厚生（支）局長と都道府県知事が施術管理者の指導・監査等を行うことにより、請求代行業者による不正を防止し、療養費を施術管理者に確実に支払う。

#### ② オンライン請求による施術所や保険者の事務の効率化、システム整備・運用の効率化

- ・ 審査支払機関の関与により請求・支払ルートを一本化し、オンライン請求の導入により、施術所や保険者の請求や支払い等の事務を効率化する。

- ・ 審査支払機関の関与により全国的な請求・審査・支払システムを整備し、保険者や施術所の人員・コストを含め、全体としてシステム整備・運用を効率化する。

### ③ 審査の質の向上

- ・ 審査支払機関において審査を行い、審査基準の統一化、審査の効率化、審査の質の向上を図る。
- ・ コンピュータチェック、傾向審査、縦覧点検、突合点検等、審査の質の向上を図る。

### ④ より質が高く効率的な施術の推進

- ・ オンライン請求を導入し、そのデータ分析を通じて、より質が高く効率的な施術が推進される。

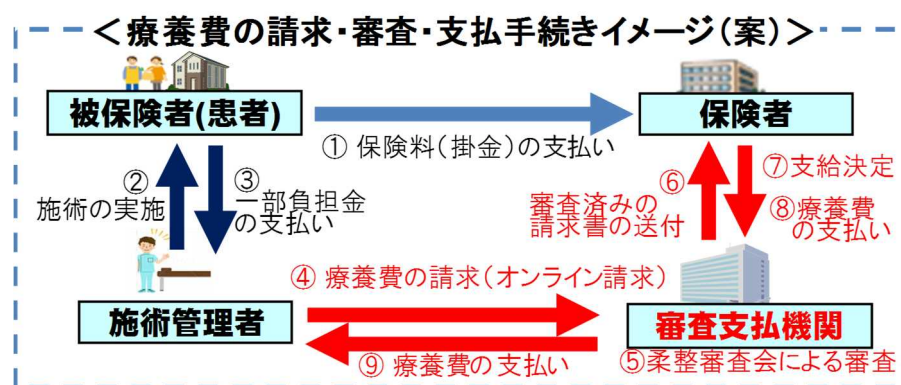
○ また、療養費の請求・審査・支払手続きについて、事務局から、以下の案が示された。

#### (1) 施術管理者による療養費の請求先

- ・ 施術管理者は、療養費を請求しようとするときは、レセコン等のソフトウェアにより支給申請書を作成し、オンラインにより審査支払機関に請求する方向で検討してはどうか。

	請求先
方向性(案)	審査支払機関
現行	保険者、国保連合会

(参考)療養の給付	審査支払機関 (国保・後期:国保連合会、被用者保険:支払基金)
-----------	---------------------------------



#### (2) 審査支払機関の位置付け

- ・ 審査支払機関による請求受付・審査・支払いについて、受領委任協定・契約等に位置付ける方向で検討してはどうか。
- ・ 審査支払機関において、システムにより事務点検（形式審査<sup>3</sup>、内容審査<sup>4</sup>、傾向審

<sup>3</sup> 形式審査・・・記載内容に関する事項（支給申請書の記載誤り等）

<sup>4</sup> 内容審査・・・施術内容に関する事項（支給対象者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等）

査、縦覧点検<sup>5</sup>、突合点検等)を実施し、これにより不適切な請求と疑われたものは柔整審査会で重点的に審査し、必要な場合は患者照会や面接確認委員会による面接確認を行った上で、審査結果を決定する方向で検討してはどうか。

※ 患者照会は、柔整審査会の審査の委託とは別に委託することを想定

- ・ 療養費の支払いは、審査支払機関から施術管理者に行う方向で検討してはどうか。
- ・ 請求受付・審査・支払いのシステム、システムによる事務点検、柔整審査会での審査等について、国保連合会と支払基金で対応することとする場合は、可能なものは共通化・共同化する方向で検討してはどうか。

### **(3) 保険者による支給決定や過誤調整の取扱い**

- ・ 保険者による支給決定や過誤調整の取扱いに関して、療養の給付と同様の業務処理とすることなどについて、関係者の業務負担の軽減・効率化、手続きの迅速化等の観点から、制度的な整理も含めて検討することとしてはどうか。

### **(4) 柔整審査会に審査を委託していない保険者の取扱い**

- ・ オンライン請求等による関係者全体の業務負担の軽減・効率化、手続の迅速化、全体としてシステム整備・運用の効率化等の観点から、受領委任協定・契約において、保険者は、療養費の請求受付・審査・支払いを審査支払機関に委託することを基本とする方向で検討してはどうか。

※ 健康保険法第 76 条第 5 項 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

### **(5) オンライン請求への完全移行までの経過措置**

- ・ オンライン請求について期限を区切って計画的に進めることとし、オンライン請求に完全移行するまでの経過措置期間を設ける場合、経過措置期間中の紙での支給申請について、申請と審査に関する効率的な業務執行の観点から、紙での支給申請に対する審査・支払いの在り方、経過措置期間中の請求代行業務の取扱いについて検討することとしてはどうか。

※ なお、施術者団体においては、施術所に対するオンライン請求の技術的なサポート、柔道整復師の技能向上支援等が求められることが考えられるのではないかと。

### **(6) 地方厚生（支）局長及び都道府県知事の指導・監査の取扱い**

- ・ 地方厚生（支）局長及び都道府県知事による指導・監査については、受領委任協定・契約により、傾向審査、縦覧点検等に基づく柔整審査会からの情報提供等を踏まえて行うことについて検討してはどうか。

<sup>5</sup> 傾向審査・縦覧点検・・・同一施術所における施術傾向（多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる部位転がしの傾向、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等）

<療養費の請求・審査・支払の業務フローのイメージ(方向性(案))>

審査支払機関	保険者
○保険者と審査支払機関の委託契約の締結、受領委任協定・契約の締結・改正	
○施術所情報の管理 ○被保険者情報の管理	○被保険者情報の管理
○支給申請書受付(オンライン請求) ・施術管理者から支給申請書を受付	
○システムによる事務点検 ・形式審査、内容審査、傾向審査、縦覧点検、突合点検等	
○柔整審査会 ・不適切な請求と疑われたものを重点的に審査 ・必要な場合は、患者照会、面接確認委員会 ・審査結果を決定	
○支給決定	
○療養費の支払い ・施術管理者に療養費を支払い	○療養費の支払い ・審査支払機関を通じて、施術管理者に療養費を支払い

- これらについて、以下のような意見があった。
- ・ 「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」について、保険者側と施術者側が一緒にしっかりと立ち上げていかないと、医療従事者の中で取り残されてしまう。受領委任協定・契約に沿った形で対応することが重要。
  - ・ 受領委任協定・契約では、患者が施術管理者に委任しており、施術管理者にきちんと振り込まれる本来の形にすることが重要。
  - ・ 保険者からの支払や返戻を請求団体に行うのではなく、保険者から施術管理者に支払う、施術管理者に返戻するようになる必要。
  - ・ 復委任は適切でないというならば、協定、契約ともに是正を行わなければ、公平性に欠ける。また、全ての健保組合が審査会に審査を委任するよう取扱規程を改正すべき。公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる取組を目指すならば、審査会の問題、復委任の問題を含め、取扱規程の改正に対応する必要。
  - ・ 療養費を施術管理者に確実に支払うことは、受領委任払い制度の中で大変重要。オンライン請求や審査支払いシステムの導入も反対するものではない。ただし、オンライン請求、事務処理の標準化、システム化、費用負担等の課題も多い。国保総合システムの更改が令和6年度に予定されているが、現在開発を進めており、これにのせることは難しい。その先の更改は、現在の計画では令和8年度であるが、審査支払システムは支払基金と共同開発・共同利用となっており調整が必要。47の国保連合会との事務処理の標準化の調整も必要。国保は財政基盤が脆弱であり、開発費用・運用費用が大きな課題。スケジュールは、検討の進捗によってフレキシブルに対応してほしい。紙請求や媒体の請求では事務の効率化が図られず、全ての施術所がオンライン請

求になることが前提。

- ・ 施術管理者に確実に支払うための仕組みについて、施術管理者と施術管理者の間に請求代行業者がでてきて事件が起きた。受領委任協定・契約がしっかりと運用・遵守されることが重要。オンライン請求の導入について、オンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用につなげることが重要。
- ・ 支払基金改革が進む中で、新システムの開発・導入は大きな負担であり、紙レセプトの審査もあり得ない。国保連合会と支払基金が別のシステムで業務をばらばらでやるのではなく、連携して効率的なシステムを構築する必要。受領委任協定・契約は三者契約であり、費用負担は公平にしてほしい。費用対効果の高いものをつくらないと、健保組合は参加しないと思う。健保組合の参加は保険者の裁量とすべき。保険証はマイナンバーカードに切り替わり、健保組合は保険証を廃止する方向に進むので、あわせてオンライン資格確認も進めるべき。
- ・ 健保法 87 条で療養費は療養の給付の補完と位置付けられ、保険者はやむを得ないと認めた場合に支給できるものと規定されている。健保法 87 条の中で請求・審査・支払を公的機関に委託するものであり、費用対効果が悪い場合、保険者は委託しないという選択肢がある。
- ・ 新たな条文として保険者が療養費を直接施術者に支給する規定がなければ、療養費を施術管理者に直接支払う仕組みを作るのは厳しいのではないか。

#### 4. オンライン請求の導入及びオンライン請求以外の請求方法の取扱い

○ オンライン請求の導入について、事務局から、以下の案が示された。

##### (1) オンライン請求導入の工程表

- ・ オンライン請求の導入のスケジュールについては、政府全体のデジタル化の推進と歩調を合わせるとともに、現実的な制約（業務フロー・実務的課題等の検討・調整、施術所・保険者・審査支払機関の対応可能性、システムの更改スケジュール、技術的な実現可能性、費用負担等）を踏まえることが必要である。
- ・ 実務的な検討や関係者との調整があるため、スケジュールありきの計画策定は避けるべきという意見もあるが、具体的なスケジュールがない中で実務的な検討や関係者との調整を行っても、検討・調整は進まないものと考えられる。
- ・ オンライン請求の導入について、以下のような工程表を定めた上で、検討・調整を行うこととする方向で検討してはどうか。また、検討・調整の進捗等によりスケジュールを見直す必要が生じた場合は、スケジュールの見直しを検討することとしてはどうか。
- ・ その際、国保総合システムの更改は令和 6 年 4 月に予定されているが、既に開発に着手されていること、「支払基金と国保中央会・国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」（令和 3 年 3 月 31 日）において、令和 8 年 4 月に審査領域の共同利用開始を目指すとされていることから、療養費のオンライン請求に対応できる可能性のある更改としては、最速で令和 8 年 4 月になると考えられることを踏まえ、令和 8 年 4 月目途のオンライン請求の導入を目指すこととする

方向で検討してはどうか。

- また、本年6月目途に本専門委員会で方向性の取りまとめを行った後、ワーキンググループを設置し、業務フロー・実務的課題（申請書記載項目、添付資料、記録条件仕様、施術・部位等のコード、施術機関コード、患者署名、チェックマスタ等）等についてワーキンググループで検討・調整を行い、本専門委員会で報告を受けるとともに、引き続き検討が必要な課題について本専門委員会で検討を行うこととする方向で検討してはどうか。

＜オンライン請求導入の工程表(たたき台・案)＞

	R3年度		R4年度				R5年度				R6年度				R7年度				R8年度
	7-3月	Q1 4-6月	Q2 7-9月	Q3 10-12月	Q4 1-3月	Q1 4-6月	Q2 7-9月	Q3 10-12月	Q4 1-3月	Q1 4-6月	Q2 7-9月	Q3 10-12月	Q4 1-3月	Q1 4-6月	Q2 7-9月	Q3 10-12月	Q4 1-3月	Q1 4-6月	
		料金改定												料金改定					料金改定
厚労省		専門委員会 (方向性の議論)	専門委員会・ワーキンググループ(施行に向けた議論)																
		6月目途 方向性の 取りまとめ	業務フロー・実務的課題(申請書記載項目、添付資料、記録条件仕様、施術・部位等のコード、施術機関コード、患者署名、チェックマスタ等)についてワーキンググループで検討・調整																
			柔整療養費の電子化に向けた導入支援(調査研究事業)																
施術所																			
レセコン業者																			
審査支払機関																			
保険者																			

※ 検討・調整の進捗等によりスケジュールを見直す必要が生じた場合は、スケジュールの見直しを検討する。

## (2) オンライン請求におけるネットワークシステム

- 診療報酬のオンライン請求については、各保険医療機関・保険薬局と審査支払機関、審査支払機関と保険者を全国規模のネットワーク回線で結び、診療報酬等の請求データ（レセプトデータ）をオンラインで受け渡す仕組みが整備されている（オンライン請求システム）。
- 診療報酬のオンライン請求システムのネットワーク、オンライン専用の認証局、基本的なソフトウェアの構築については、支払基金と国保中央会の共同で基盤整備が行われている。オンライン請求で使用する電気通信回線は、厚生労働省の通知により、「ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続」、「閉域IP網を利用したIP-VPN接続」又は「オープンなネットワークにおいてはIPsecとIKEを組み合わせた接続」によるものとされている。また、オンライン請求に関するセキュリティについては、厚生労働省の通知により、電子証明書による相手認証及びデータの暗号化対策、ID・

パスワードによる厳格なユーザ管理を行うなどセキュリティ対策を十分講じることとされている。

- ・ 柔道整復療養費のオンライン請求を行う場合のネットワークシステムについては、システム整備・運用の効率化の観点から、診療報酬のオンライン請求システムを活用する方向で検討してはどうか。この場合、ネットワークシステムの管理運営、利用ルール、情報管理・セキュリティ等は、診療報酬のオンライン請求システムと同様のものとする方向で検討してはどうか。また、国保連合会と支払基金で対応することとする場合は、可能なものは共通化・共同化する方向で検討してはどうか。

### **(3) オンライン請求における支給申請書**

#### **＜支給申請書の記載項目・記録形式等＞**

- ・ 現在、支給申請書について、レセコン業者が療養費に関する通知に対応した記載となるようにしているが、個別の記載項目についてレセコン業者により記載方法が異なるケースがある。
- ・ オンライン請求の導入に向けて、ワーキンググループにおいて、施術・部位等のコード化の検討・調整を行うとともに、オンライン請求の支給申請書の記録形式、ファイルの構成、レコードの種類・記録順、レコードの記録要領等を定める記録条件仕様等の検討・調整を行う方向で検討してはどうか。
- ・ また、現在、都道府県毎に設定されている施術機関コードについて、ワーキンググループにおいて、全国的に統一した施術機関コードの付番方法の検討・調整を行う方向で検討してはどうか。

#### **＜添付資料＞**

- ・ 現在、支給申請書に添付する資料として、支給申請総括表、(打撲・捻挫の施術が3月を超えて継続する場合の)長期施術継続理由書が定められている。
- ・ オンライン請求の導入に向けて、ワーキンググループにおいて、添付資料の記載内容のうち、必要な事項は電子化された支給申請書に記載することを検討・調整する方向で検討してはどうか。

(参考) 長期施術継続理由書については、「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」(平成9年4月17日保険発第57号)において、「同様式(長期施術継続理由書)を支給申請書の裏面に印刷又は、「摘要」欄に上記の理由等を記載して差し支えないこと」とされている。また、脱臼又は骨折の医師の同意については、同通知において、「医師から施術につき同意を得た旨が施術録に記載してあることが認められ、支給申請書の「摘要」欄に付記されていれば、必ずしも医師の同意書の添付を要しないこと」とされており、また、受領委任の協定又は契約において、「柔道整復師は、骨折及び脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、施術録にその旨を記載するとともに、第4章26の申請書に記載すること」とされている。

#### **＜患者の署名＞**

- ・ 現在、支給申請書の「受取代理人への委任の欄」について、患者の自筆での署名



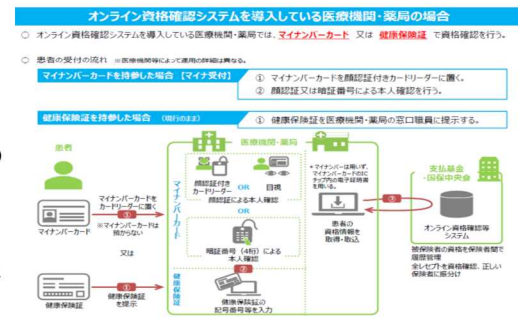
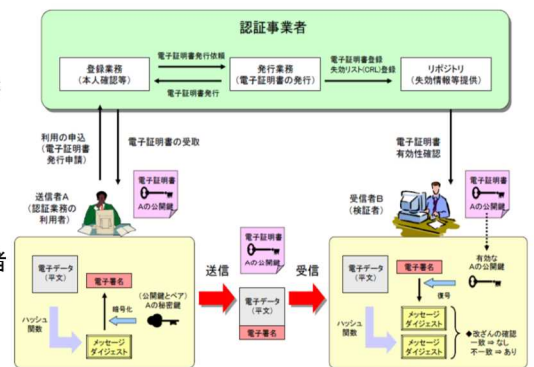
を求めている。

- ・ 支給申請書の患者の署名については、患者本人が確認して受領委任が真正に成立しているものであることを示すと考えられ、電子化された支給申請書における患者の署名の取扱いについて、ワーキンググループにおいて、例えば以下のような対応方法などを含め、真正性、患者の負担、技術的な実現可能性、費用面等を勘案しながら、検討・調整を行う方向で検討してはどうか。

(例) 電子化された支給申請書における患者の署名の取扱い(たたき台・案)

- ・ 電子署名を付与した電子的な受領委任状を作成する方法  
電子的な受領委任状を作成して患者が電子署名を付与し、電子化された支給申請書に添付する。  
※ あらかじめ患者が認証局から電子証明書の発行を受ける必要  
※ 受領委任状を受け取った者は電子証明書の有効性を認証局に照会
- ・ 電子化された支給申請書に電子署名を付与する方法  
患者に受領委任の意思を確認して、電子化された支給申請書に患者が電子署名を付与する。  
※ あらかじめ患者が認証局から電子証明書の発行を受ける必要  
※ 支給申請書を受け取った者は電子証明書の有効性を認証局に照会
- ・ タブレット・スマートフォン等への手書きの電子サインによる方法  
患者に受領委任の意思を確認して、タブレット・スマートフォン等に患者が指やタッチペンを使って手書きの電子サインを行い、その画像を支給申請書の記録形式に変換して、電子化された支給申請書に記載する。  
(参考) 一部の自治体において、住民票写し、戸籍事項証明書(戸籍謄本・戸籍抄本)の交付等について、職員が申請者にタブレット画面を見せながら、申請内容を聞き取り、タブレットに入力していき、申請者が内容を確認した上でタブレットに手書きの電子サインを行うことにより申請可能となっている。また、クレジットカード決済において、タブレット・スマートフォンに手書きの電子サインを行う店舗もある。
- ・ オンライン資格確認により本人確認を行い支給申請書に受領委任意思の有無を記載する方法  
オンライン資格確認システムにおいて、患者がマイナンバーカードをカードリーダーに置き、顔認証又は暗証番号による患者の本人確認を行った上で、患者に受領委任の意思を確認して、電子化された支給申請書に受領委任意思の有無を記載する。

公開鍵暗号方式に基づく電子署名・認証業務のイメージ



#### (4) オンライン請求における審査

##### <オンライン請求における審査方法>

- ・ [再掲] 審査支払機関において、システムにより事務点検(形式審査、内容審査、傾向審査、縦覧点検、突合点検等)を実施し、これにより不適切な請求と疑われたものは柔整審査会で重点的に審査し、必要な場合は患者照会や面接確認委員会による面接確認を行った上で、審査結果を決定する方向で検討してはどうか。  
※ 患者照会は、柔整審査会の審査の委託とは別に委託することを想定
- ・ [再掲] 請求受付・審査・支払いのシステム、システムによる事務点検、柔整審査会での審査等について、国保連合会と支払基金で対応することとする場合は、可能なものは共通化・共同化する方向で検討してはどうか。

##### <オンライン請求における支給申請書の返戻、返戻後の再申請、再審査の申出>

- ・ 支給申請書の返戻(返戻理由の提示を含む)、返戻後の再申請、再審査の申出についても、オンラインで行うこととする方向で検討してはどうか。

## ＜オンライン請求における支給申請書の保管＞

- ・ 国保・後期高齢者医療については、国保連合会が審査支払機能だけでなく、保険者共同事業を担っており、診療報酬のレセプト原本データの国保連合会における一元管理が実施されており、オンライン請求における療養費の支給申請書も診療報酬のレセプトと同様の取扱いとする方向で検討してはどうか。
- ・ 被用者保険については、診療報酬のレセプトの取扱いが関係者で検討されているところであり、引き続き、オンライン請求における療養費の請求・審査・支払手続きを検討する中で、オンライン請求における療養費の支給申請書の保管の在り方も検討してはどうか。

○ また、オンライン請求以外の請求方法の取扱いについて、事務局から、以下の案が示された。

### (1) 光ディスク等を用いた請求の取扱い

- ・ 光ディスク等を用いた請求は導入しないこととし、療養費の支給申請の電子化はオンライン請求によることとする方向で検討してはどうか。

### (2) 紙での請求の取扱い

- ・ 2月24日の専門委員会において、オンライン請求に完全移行するまでの経過措置期間中の紙での支給申請について、「紙請求を経過的に残してオンライン請求を導入すると、大きな人的・物的コストがかかるため、オンライン請求以外の請求方法は残さず、オンライン請求を完全実施すべき。」、「オンライン請求開始後も紙請求が残った場合、紙の請求書のための設備投資や人的作業を続けなければならない、非効率なため、例外を残さないオンライン化の実施が必要。」、「紙請求の経過措置を設けず、オンライン請求だけにすべき。」という旨の意見があった。
- ・ オンライン請求に完全移行するまでの経過措置期間を設けず、一定期日において、紙での支給申請からオンライン請求に完全移行することとする場合は、全国の施術所が一定期日にオンライン請求に対応できるようになるか、オンライン請求の開始時のシステム等のリスクが過大にならないか等の課題が考えられる。
- ・ 他方、オンライン請求に完全移行するまでに期限を区切った経過措置期間を設けて、経過措置期間は紙での支給申請を認めることとする場合は、経過措置期間において、オンライン請求と紙での支給申請の両方に対応するため、関係者全体の業務負担や費用が大きくなるのではないかな等の課題が考えられる。
- ・ 上記の二つの考え方があるが、オンライン請求に完全移行するまでに期限を区切った経過措置期間を設けるか否かについて、どのように考えるか。
- ・ 仮にオンライン請求に完全移行するまでに期限を区切った経過措置期間を設けて、経過措置期間は紙での支給申請を認めることとする場合は、経過措置期間の紙での支給申請については、基本的に現行の請求・審査・支払手続きとする方向で検討してはどうか。

- これらについて、以下のような意見があった。
- ・ 療養費の請求・審査・支払の業務とシステム整備を行う場合、国保連合会の業務実態を踏まえた標準的な業務フロー、システムの整備が必要。新たな業務フローやシステムに移行するための支援措置が必要。オンライン請求はぜひとも進めていくべきであるが、申請書の記載項目、添付資料、被保険者の自署等の実務的な論点を整理する必要。紙請求を経過的に残してオンライン請求を導入すると、大きな人的・物的コストがかかるため、オンライン請求以外の請求方法は残さず、オンライン請求を完全実施すべき。国保総合システムとの円滑な接続を十分検討する必要。国保は財政基盤が脆弱で、初期費用・運用費用の保険者への配慮が必要であり、国で対応する必要。標準的な業務フローの整理とシステム設計が必要であり、調整を含めて相応の時間がかかる。審査支払機能改革によるシステムの共同開発・共同利用が進められるが、この関係性も踏まえ、スケジュールありきでなく、合理的なスケジュール設定をすべき。
  - ・ 国保総合システムの更改は令和6年度に予定されているが、既に契約を締結し開発に着手しており、ここに療養費の新たなシステムを組み込むことは不可能。その次の更改は改革工程表で令和8年度に記載されているが、この更改ではシステムは国保と支払基金で共同開発・共同利用する計画となっている。今後、支払基金と協議をしてシステム開発をしていくことになるが、時間的に間に合えば、理屈の上では、ここに療養費の新たなシステムをのせ、オンラインにつないでいくことは考え得る選択肢かもしれない。一方、記録条件仕様、チェックマスタ等の整備や、国保連合会の事務手順の標準化が必要。専門委員会で療養費の新たな審査・支払の仕組みとオンライン請求の在り方の方向性が決まり、その後、国保連合会と様々な点を調整しながらシステム化を図る流れになると思うが、時間的余裕をもって実務的な検討を十分に行い、47の国保連合会との合意形成を行う必要があり、スケジュールありきの計画策定は避けるべき。オンライン請求開始後も紙請求が残った場合、紙の請求書のための設備投資や人的作業を続けなければならない、非効率なため、例外を残さないオンライン化の実施が必要。
  - ・ オンライン請求の導入に我々は前向きであるが、実務的には非常に困難。令和8年度のオンライン請求開始という工程表ではなく、まずは、業務フロー・実務的課題について、どの程度の時間がかかるか整理して、業務フロー・実務的課題についての検討の完了が見えてきた段階で、システムの設計・開発・テストに関する工程表をつくるのが現実的。課題の一つ目は、業務フロー・実務的課題を1年でつめることは難しいこと。保険者決定や過誤調整も含め、関係者の同意を得る必要。オンライン請求とともに、審査支払システムも業務を標準化した上でシステム化する必要。課題の二つ目は、保険者決定、審査委員会、患者調査について、現在の国保連の業務実態を踏まえ、標準的な業務フローを整理する必要があること。また、申請書記載項目、添付資料についても、現在の業務実態を踏まえて検討する必要があること。記録条件仕様、施術・部位等のコード、施術機関コード、患者署名等もつめていく課題は多い。47の国保連の合意形成をする期間を十分に確保する必要。課題の三つ目は、システムの要件定義からテストまでの期間、接続・運用テストの期間を十分に長くする必要。審査委員会機能、保険者の支給決定を行う機能等も必要。調達の期間やデータ移行の期間も

必要。

- ・ 令和8年度のオンライン請求開始の工程表には反対。オンライン請求の導入は、全ての施術所がオンライン請求を行う体制となることが前提。そうでなければ、紙請求を経過的に残して開始するのではなく、開始は遅らせるべき。オンライン請求の検討課題を数年で整理できるとは思えない。柔整審査会の改革も必要。オンライン請求のシステムは、管理運営、利用ルール、情報管理・セキュリティ等について、診療報酬での運用方法・課題、療養費に適用できるかの十分な検討が必要。療養費は、健保法87条で保険者がやむを得ないと認めた場合に支給決定するもの。意思決定は保険者にあり、柔整審査会が審査や支給を最終決定することはできない。受領委任への参加、審査支払機関への委託は、保険者の裁量である必要。
- ・ 令和8年度のオンライン請求の導入は難しい。モデル事業等で様子を見て、内容をチェックしながら、広げていく形がよいのではないか。
- ・ 保険者側も施術者側も、令和8年度のオンライン請求導入は難しい、と言っており、工程表を議論する段階ではない。工程表を作る前に、実態調査や意向調査等を行う次元ではないか。
- ・ 課題が多岐にわたるため、ワーキンググループを作って議論を深めて前に進めていくべきではないか。
- ・ 柔整療養費の審査・支払について、請求受付や支払業務は、医療機関等とオンラインでやりとりしている基盤を将来的に活用できる余地はあるのではないか。一方、審査業務は、支払基金は柔整審査のノウハウを有しておらず、各都道府県の審査委員会事務局は小規模な組織に見直されるので、紙を前提とした現行の審査業務を担うことは現実的に困難ではないか。オンライン請求が実現されるなら、原則コンピュータチェックにより完結することになるのかは分からないが、ICTを最大限に活用した効率的な仕組みを構築する余地はあるのではないか。支払基金と国保連のシステムの共同利用・共同開発、両機関のコンピュータチェックの統一、審査基準の統一に向けた取組、両機関の審査委員の併任等を順次やっていく提言もされており、この取組の進捗を踏まえつつ、実現可能性に配慮した議論をお願いしたい。
- ・ オンライン請求において、オンライン資格確認で患者がマイナンバーカードをもってきて暗証番号を入れるので、これで自署に代えられるのではないか。紙請求の経過措置を設けず、オンライン請求だけにすべき。健保組合はオンライン請求が始まる前に柔整審査会に審査を委託していただきたい。
- ・ オンライン請求に個々の施術所が参加できるような具体的な支援を検討していただきたい。
- ・ オンライン請求以外の例外を残すと、審査支払機関において、紙請求のラインとオンライン請求のラインが2つになり、業務が増えて、人的・物的コストがかかるので、オンライン請求以外の例外を残さないことが適当。
- ・ 紙請求が残った状態でオンライン請求を始めることは反対。
- ・ オンライン請求以外の請求方法として、紙請求の経過措置期間を設けないとすることは、柔整の施術所には難しい。

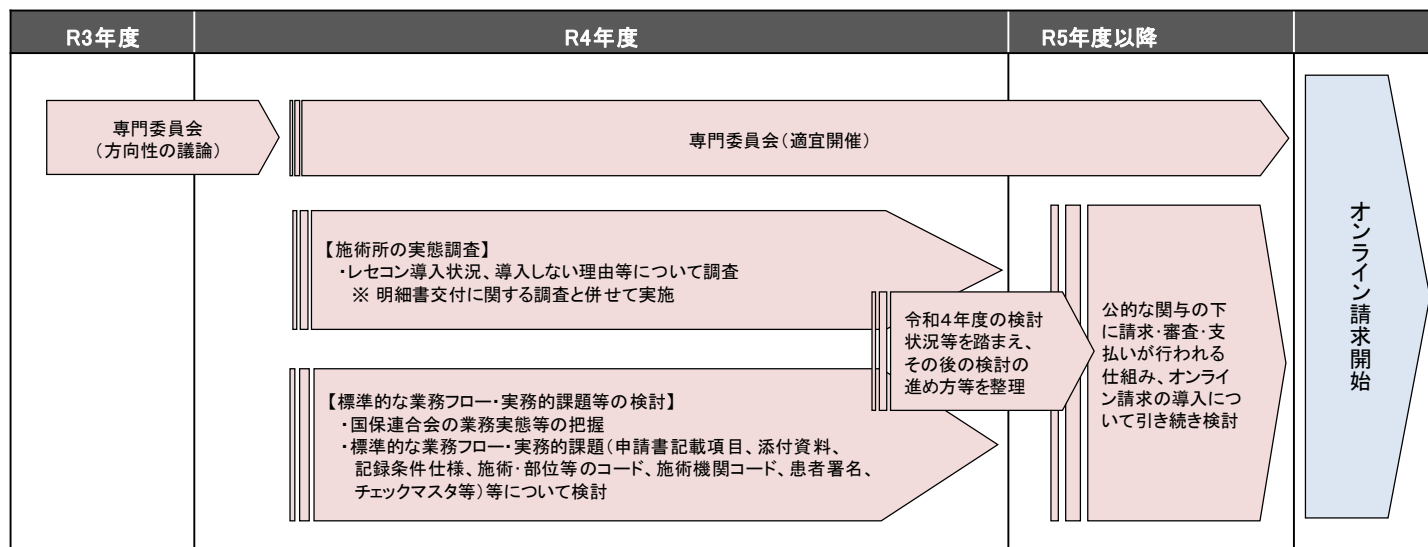
## 5. オンライン請求導入までの間の対応

- 上記のほか、オンライン請求導入までの間の対応について、以下のような意見があった。
  - ・ オンライン請求の実現には一定の時間がかかると考えられることから、現状で、申請書の返戻や支払を保険者から施術管理者に行うことを考える必要。
  - ・ 請求代行業者は受領委任規程の当事者でなく、厚生局等の指導・監査のチェックが働かないので、請求代行業者を厚生局に登録する仕組みを作ったらどうか。
  - ・ 復委任団体も現行の取扱規程に則っている。現状の問題の議論と未来に向けた電子化の議論は分けて整理する必要。

## 6. 今後の議論の進め方

- 3月24日の専門委員会において、事務局から「令和8年度から、審査支払機関が施術管理者からオンライン請求を受け付け、審査支払機関が施術管理者に療養費を支払う工程表（案）」が示されたところ、保険者側、施術者側ともに、令和8年度の導入は難しいという意見であった。
- 他方で、社会全体や医療分野のデジタルトランスフォーメーションが進められる中で、療養費の施術管理者への確実な支払い、請求代行業者の不正防止、オンライン請求による施術所や保険者の事務の効率化、審査の質の向上等を図るため、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとし、オンライン請求を導入することは重要である。
- このため、令和4年度において、施術所のレセコン導入状況等や国保連合会の業務実態等を把握し、オンライン請求における審査支払いの標準的な業務フロー・実務的課題※等について実務者等で検討を行い、それらの検討状況等を踏まえ、引き続き、専門委員会において、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組み、オンライン請求の導入について検討を進めることとする。
  - ※ 申請書記載項目、添付資料、記録条件仕様、施術・部位等のコード、施術機関コード、患者署名、チェックマスタ等
- また、オンライン請求導入までに一定の時間を要することから、それまでの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」についても、専門委員会において、引き続き検討する。

<今後の議論の進め方のイメージ(案)>



(令和4年5月6日現在)

○座長・有識者

遠藤 久夫	学習院大学経済学部長	(座長)
新田 秀樹	中央大学法学部教授	
橋爪 幸代	日本大学法学部教授	
釜苞 敏	日本医師会常任理事	
松本 光司	日本臨床整形外科学会・医療システム委員会委員	

○保険者等の意見を反映する者

吉森 俊和	全国健康保険協会理事	
幸野 庄司	健康保険組合連合会参与	
川村 弘	高知市健康福祉部副部長	
中野 透	国民健康保険中央会常務理事	
中澤 功志	東京都後期高齢者医療広域連合保険部保険課長	

○施術者の意見を反映する者

三橋 裕之	日本柔道整復師会副会長・総務部長	
長尾 淳彦	日本柔道整復師会副会長	
伊藤 宣人	日本柔道整復師会理事・保険部長	
田畑 興介	全国柔道整復師連合会理事・保険部長	
塚原 康夫	日本個人契約柔整師連盟常任理事	